

会 議 概 要

(1)会議の名称	平成19年度第1回我孫子市景観審議会							
(2)開催日時	平成19年7月6日							
(3)開催場所	議事堂第2委員会室							
(4)出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名(傍聴人を除く。) 出：出席 欠：欠席	委員							
	出	牛尼 良子	出	島津 和夫	出	増田 武志	出	川崎 政彦
	出	小林 さやか	欠	齋藤 啓子	出	阪本 功	出	丹治 朋子
	出	安井 正	出	小池 勇	出	田村 星寿	出	寺尾 美千子
	出	久野 晋作	出	渡辺 光雄	出	青木 高臣		
	市長 事務局 富田都市部長、遠藤次長、瀬戸井主幹、佐藤主査長、安富主査長							
(5)議題	(1) 会長、副会長選任について (2) 景観形成基本計画の改定、景観条例改正について(報告) (3) 公園坂通りの整備構想について(報告)							
(6)公開・非公開の別	公開							
(7)傍聴人及び発言者の数	傍聴人なし							
(8)会議の内容	要旨は下記の通り							

■会議内容要旨

①開会(富田都市部長)

②市長あいさつ

【市長】 皆さんこんにちは。我孫子市長の星野でございます。本日はお忙しい中、またお暑い中をお集まりいただき、本当にありがとうございます。この5月31日の任期満了に伴いまして、新たに景観審議会委員をお引き受けくださった方もいらっしゃるということで、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろからさまざまな立場で市政運営にご理解とご協力を賜っておりますことも、重ねて御礼申し上げます。

我孫子市では、景観に配慮したまちづくりを進めるということで、平成11年12月に景観条例を制定し、建築物等の景観誘導や市民啓発の事業を行っているところでございますけれども、平成14年度は色彩景観ガイドラインという色彩についての基準を設けました。昨年度は、景観法の制定に伴う景観計画の策定を行い、あわせて景観条例の方も改正いたしました。今年度は我孫子駅から手賀沼公園を結ぶ公園坂通りを魅力的な空間とするために、整備構想をまとめる予定でございます。そしてまた、湖北北口の駅前広場、国道356号にかけての県道湖北・停車場線の整備につきましても、県にも協力を求めながら、安心して歩ける歩道整備を含んだ道路の拡幅及び電線等の地中化を図りつつ、景

観に配慮してにぎわいのあるまちづくりを進めたいという計画のもとに、事業を実施しているところでございます。

今後とも市の景観行政への一層のご理解、ご協力を賜りまして、にぎわいのある魅力あるまちづくりを進めていきたいと思っております。どうぞご協力のほどよろしく願いいたします。

③委員自己紹介及び事務局職員紹介

④会長、副会長選任

【増田委員】 次に進む前に質問したい。市民委員は公募と書かれている。2号、3号、4号の委員の方は、学識経験者などの中から選ばれているが、どのように決められたのか教えていただきたい。

【事務局（富田部長）】 基本的には行政の側からお願いをした。

【増田委員】 了解した。

【事務局（富田部長）】 会長、副会長の選任について、市の条例と規則に定めがあり、審議委員の皆さんの互選で選出するという事になっている。ただ今日初めてお会いになるということで、わかりづらいところがあり、実際の選出に当たってどうするか、皆さんのご意見をお聞きしながら決めていきたい。

【渡辺委員】 2号委員が学識経験者。その中で会長を選んでいただければありがたい。副会長は女房役なので、会長の指名という形でいけば、非常に会議が円滑に運営されると思う。

【増田委員】 2号委員の中から選ばれるのが一番適當。ただ、3月までその部長席に座っていらつした川崎さんになっていただく場合は、それなりの配慮をしていただきたいということ注文したい。その上で、我々も皆さんを存じ上げませんので、話し合つて決めていただいて、我々はそれを承認して、互選という形がいいと思う。

【寺尾委員】 僭越ながら、阪本さん、いかがですか。

【事務局（富田部長）】 増田さんの言われた方法、あるいはどなたかご推薦をいただくという方法もある。もしご推薦をいただけるようでしたら、どなたか。

【小池委員】 いろいろと経験も豊富である阪本さんはいかがか。

【事務局（富田部長）】 今、その前にもお話ありました2号委員の阪本さんに、今までの経験ということで推薦をいただいた。阪本さんをお願いをするということでいかがか。

(拍手)

(会長が選出され、以後の司会進行が阪本会長に移り、会長あいさつの後、副会長を選任)

【阪本会長】 副会長の選任につきましては、いかが取り計らったらよろしいか。

【渡辺委員】 会長から指名していただければと思う。

【阪本会長】 私が指名してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

【阪本会長】 前回のときも副会長をしていただきました安井さんが適任と思うが、いかがか。

(拍手により安井氏が副会長に互選され、あいさつと拍手)

⑤景観審議会の任務について

<事務局(佐藤)から説明。説明の概要は次のとおり。>

景観審議会については、市の景観条例の第33条に規定があり、景観形成に関する重要事項について調査審議するため審議会を置くとしている。この条例、条文が根拠になって、皆様に審議会委員をお願いしている。

審議会の任務としては、同様に景観条例の中で規定されている。

1. 景観条例の第9条第3項、景観形成基本計画(我孫子の景観づくりの基本的な考え方などを示した計画書)を作成するとき、また第9条第5項で、この計画を変更する場合に、市長が審議会に意見を聞くとしている。
2. 第20条第3項の、勧告、変更命令をしようとするときに市長は審議会の意見を聞かなければならない。我孫子市は今、景観法に基づいて条例を施行しており、景観づくりにおいて、特に具体的に規制しているのが、建築物などの色彩。一定の要件に該当する建物などについて余り派手な、けばけばしい色を使えない規定になっている。この規定を事前協議や届け出制によって担保しているが、守っていただけない方については、条例と景観法によって勧告なり変更命令を市長名で出すことができる。その際に景観審議会の意見を伺う。

景観条例の第35条では、虚偽の届け出や勧告不服従者の公表を規定している(法律にはない)。「私は白くこの建物を塗りますよ」と言っていたにもかかわらず赤に塗ってしまった。そのような場合、または勧告を受けたにもかかわらず従っていただけないような場合に、市の条例により、掲示板等に事業者の方の氏名などを公表するという罰則的な事項になっており、その場合に、事前に審議会のご意見を伺う。

3. 景観形成重要物の指定。具体的には景観重要建築物と樹木が対象。例えば景観上非常に重要な、その地域で大切にされている木を保存し、残していきたい場合で、景観条例の指定という方法によって残していこうというときには、景観審議会に意見を伺う手続が条例で規定されている。また、これらの解除をする場合も同様。
4. 3番目として、既存の施設等に対する要請。我孫子市では、色の規制を始めた平成16年1月以前にあったものの建物について、景観上、派手な色が使われているのでよくないのではないかという意見があって、改善を要請することを検討する場合に、「審議会の意見を聴くものとする」ということで規定している。

ただ、変更命令とか氏名の公表、景観形成重要物の指定、既存施設に対する要請については、今のところ、条例によって措置をしたということはまだない。今まで審議会にお願いしたのは、第9条第5項の景観形成基本計画変更について昨年お諮りした。

なお、昨年まで、我孫子市では景観賞というものを設けて、市内にある建物とか自然的な景観で、すぐれたものを公募、表彰をしてきた経緯がある。この審査に景観審議会の委員の方にかかわっていただいていた。昨年10回目を迎えたが、推薦されてくるものの数が少なくなってきて、ちょっと種切れかなというところがあり、本年度はお休みしようということになっている。事務局としては、ほかのプランを今練っているところです。

【渡辺委員】 景観賞も応募が少なく、範囲も狭いというようなこともあって、そういったことになったのだろうと思う。今後はどのようなものをやるのか、具体的な策があるならば教えてもらいたい。

【事務局（佐藤）】 今はまだプランの段階だが、いろいろな建築物等について事前協議などで景観誘導しており、そういった中で、景観的にすぐれたものがあれば、ホームページなどで紹介をしていくということを考えている。今までは皆さんから推薦を受けて、審議会でも審査をしていただいて、表彰していたが、届出対象のいい物件を紹介していくのも重要と考えている。

【渡辺委員】 一つ提案だが、もう少し教育的な立場で、また将来を長くとらえた考えで、子供たちに景観に対する感覚とか感性とかというものを育てていくと、非常にいいのではないかなと思う。何かいい方法を考えてもらえれば大変ありがたい。

【事務局（佐藤）】 そういったことも検討していきたい。

⑥景観形成基本計画改定・景観条例の改正について

○景観形成基本計画・景観条例改正の背景と経過について

<事務局（佐藤）から説明。説明の概要は次のとおり。>

我孫子市では、平成4年から景観形成の取り組みを始めており、基本計画については、平成6年に最初のものがつくられた。その中身は、我孫子の景観づくりに対する基本的な目標であるとか考え方、景観づくりの推進の方策といったもの。その後、基本計画に基づいて平成11年に景観条例ができた。いわゆる自主条例であり、どこでもそうだったが、法律の後ろ盾がない、強制力を伴わないお願い的な条例ということで機能していた。

平成15年に、国の方で美しい国づくり大綱という考え方が出てきた。また東京の国立のようなマンション問題を含め、景観を絡めた訴訟が全国で起こり、国も法律をつくろうということになった。それが景観法で、平成16年制定、平成17年6月に全面施行された。

景観法の中では、景観というのはその町々によって異なるということで、自治体の条例で規制

する内容を決めることになっている。当時 3,000 ぐらいの自治体があった中で、景観に関する自主条例を持っていたのは全国で約 500 ぐらい。景観法が平成 17 年に全面施行された後は、それぞれの自治体が景観法を活用した景観条例に衣がえをしている状況である。景観法の規定では、都道府県、政令指定都市、中核市については景観法を運用できるということになっているが、そのほかの市町村は、都道府県知事の同意を得て景観行政団体になる。我孫子市も以前から景観に取り組んでおり、平成 17 年 8 月 29 日に、千葉県知事の同意を得て、景観行政団体になった。千葉県内では、千葉市と船橋市は政令指定都市と中核市で、自動的に景観行政団体。知事の同意を得た自治体としては、一番初めが市川市、2 番目が市原市、3 番目に我孫子市で、今、千葉県内には、柏市とか浦安市、佐倉市など、10 市が景観行政団体になっている。我孫子市は平成 17 年に景観行政団体になり、18 年に新しい条例と基本計画に直したというのがこれまでの経過。

【増田委員】 ちょっと途中で申しわけないが、質問したい。今、我々はこの基本計画の改定の説明、報告を受けているが、審議は別にあるのか。

【阪本会長】 審議はもう終わっている。これは結果。

【増田委員】 そうすると、今聞いた我々の任務の中で、我々は改定などの審議をするようになっていますが、それはもう終わっているということか。

【阪本会長】 一応終わっている。

【増田委員】 じゃ、もうそれには我々は注文をつけられないということか。しかし、3 日前にいただいた計画の中を見た限り、注文がある。審議会の委員になったから、注文をつけられるかと思ったけれども、今日は報告を聞くだけということか。

【阪本会長】 今回はそのとおり。

【増田委員】 了解した。でも、一応注文を後でつけさせてほしい。

【阪本会長】 それは結構。いろいろなご意見を聞かせていただく。

【増田委員】 基本計画は去年の 7 月に策定で、10 月に発行されている。これに対して、今年の 6 月 1 日に我々は任命されたが、もう委員になった人からは注文がつけられないというのは、何かちょっと早過ぎるように感じた。前の審議会には諮問されたということか。

【事務局（佐藤）】 以前の委員の方にご審議いただいた。

【増田委員】 了解した。

○改定・改正後の景観形成基本計画、景観条例について

<事務局（佐藤）より説明。概要は次のとおり。>

基本計画の目次の中で、星印がついているところが景観法によって景観計画の中で定めるよう規定されている部分。第4章の景観計画の区域というのは、実際にその規制を行う区域のこと。こういったことを景観計画の中で定める。自治体によっては、基本計画と景観計画とを別に持っている自治体もあるが、我孫子市では1本の計画の中に法定の計画を入れている。

景観づくりに対する基本的な考え方などについては当初のものほとんど変わらない。平成6年に策定し、その間10年以上たっているのも、既存の部分の文言の修正、例えば道路に愛称がついて名前が変わっていたり、地域の名前が変わっている。そういった修正と景観法で盛り込まなければいけない部分を盛り込んで、1つの計画として直したというのが今回の改定の中身。

まず現況を把握するというので、7ページから、景観にまつわる概要を掲載している。その中には、位置、交通、自然的な条件とか、社会的な条件、人口、開発動向が変わっている部分もあるので、文言の修正は加えている。それから、自然景観の分野、歴史や文化的な景観、市街地の景観などの現況の把握をおおむね30ページまでに載せている。これを受けて、景観の課題の抽出を31ページ以降行っている。

第3章、35ページ以降で、我孫子市では目標を「鳥にやさしい、暮らしを彩る景観づくり・あびこ」と掲げている。南に手賀沼、北に利根川があり、周りを水で囲まれている。その間の台地上に市街地ができているというのが我孫子市の特徴。こういった景観を守り、育てていくということ、そして、水のあるところには鳥が来ることから、「鳥にやさしい、暮らしを彩る景観づくり・あびこ」とキャッチフレーズをつけた。

39ページでは、これらの方針を受け、景観形成の基本方針を5点ほど書いてあるが、今回の改定では、この5番目の、「協働して行う良好な景観の形成」を新たに付け加えた。景観形成は行政だけではだめで、市民や事業者の方にも協力していただく。そのことを追加している。

81ページ以降は、今回の改定によって新しく付け加えた部分。景観法という規制の部分がここから書かれている。ここについてはパンフレットのほうがわかりやすい。

我孫子市では、景観誘導に当たって一番力を入れているのが建物等の色彩で、景観法、景観条例で、一定規模以上の建築物等について届け出を義務づけている。その概要は、パンフレットの1ページにあるように、高さが10m以上の建物、集合住宅などにおいては高さが10mなくても4世帯以上あるような建物。最近はワンルームマンションもあるが、大きいものでは、我孫子駅の北口にできたような高層の15階建てのマンションもある。そのほかに主なものでは、300㎡を超える敷地に建築されるもので、専用住宅と共同住宅以外のもの。これは個人の方が建てる家は除外されるけれども、300㎡以上の敷地に建つ商店などは対象になる。例えば駐車場があるようなコンビニエンスストアは、この景観条例の届け出の対象になる。我孫子市では全域を届け出の対象地区としており、特にこの2ページの手賀沼ふれあいライン特定地区については多少色の基準を厳しくしている。

3ページ以降の基準については、最初の条例では、建築物の色彩は、「派手でないもの」とか「けばけばしくない」というような表現で規制をしていたが、市は平成14年に色彩のガイドラ

インをつくり、そのときにマンセル値という国際的に通用する数値を採用して色を数値化した。

基本計画の 99 ページ以降は、推進方策で、この景観審議会も計画をつくるための一つの仕組みということで、105 ページに掲載している

【増田委員】 「“ゆとりとうるおい”あるあびこの景観が形成されることを目的とします」ということになっている。「ゆとりとうるおい」というのが強調されているのは非常にいいことで、「ゆとりとうるおい」は絶対残さないといけない。しかし、それ以外にも何かあるんじゃないか。いただいた国の資料の景観法の目的のところは、「美しく風格のある」という言葉が入って、二つ目に、やはり「潤いある豊かな生活環境」、それから地域社会に貢献することとか、活力をもたらすとか、市民経済・地域社会の健全な発展に寄与するとかがあり、やはりそういうことは非常に大事じゃないか。目的として「ゆとりとうるおい」だけでは、ちょっと偏っていくのでは。経済的にも地域のいろいろなことに貢献するとかいうのは、やはりここに入れてほしい。「ゆとりとうるおい」を欠くことは絶対にできないと思うが、それ以外にも必要な項目を入れて、国の言っていることをカバーした上で、さらに地方の行政が今いろいろやっていたいことを入れていただきたい。会長に皆さんの意見をぜひ、聞いていただきたい。

【阪本会長】 時間の関係もある。まだ議題があるので。それについてはまた場があると思う。

【増田委員】 時間は我々は聞いてない。どういう制限があるのか知らないが。

【阪本会長】 では事務局はいかがか。

【増田委員】 これからもそうですが、時間で事が終わるんだったら、つまらないと思う。だれが決めた時間か知らないし、我々は聞いていない。時間切れでどうなるのかわからないが、一応みんなの意見を聞くぐらいの時間はほしい。

【事務局（佐藤）】 意見は伺いたいと思うので、お願いしたい。

【阪本会長】 基本計画に関連し意見があれば、発言をお願いしたい。

【渡辺委員】 一応、前審議会委員が審議して、できて間もないわけで、もう少し時間を置いて検討するということは大事だ。

【増田委員】 今度、また修正する機会でもあればということか。

【阪本会長】 あと 2 年あり、僕が皆さんのご意見を伺うことがあると思う。その場を有効に使っていただきたい。

【増田委員】 了解した。

⑦公園坂通りの整備構想について

＜事務局（安富）より説明。説明の概要は次の通り。＞

今回調査を行った背景は、都市計画道路3・4・14号線の整備計画があり、今年は地元の説明を行って、沿道のマンション近くの擁壁の工事に取りかかる。この都市計画道路の完成時期はまだ定かではないが、完成すれば自動車交通がおおむねそちらを通るようになる。

現在の公園坂通りについて、前々から指摘されているが、特に北の方の幅員が狭くて、歩道が非常に狭くて歩きづらいといった問題がある。一方、我孫子市にとって、この公園坂通りは市の中心拠点で、我孫子駅と手賀沼公園とを結ぶ非常に重要な部分。単なる道路ではなくて、我孫子を初めて訪れた人も楽しく歩ける、付近の人たちがそぞろ歩きを楽しめるような、魅力のある道路にしていきたい。そこで、3・4・14号線が開通したら、この公園坂通りの方を整備して、人を中心として歩く楽しい魅力ある通りにしたい、そのための下準備というようなことでまずは現況調査を行った。

昨年8月に広報で市民スタッフを、沿道の方、隣接する地域の方、公園坂通りを利用される一般の方と3つに区分して募集し、計13名の方に集まっていた。

9月に第1回目の会合を開き、9月から10月の間に熱心に調査活動をしていただいた。秋からは、それをもとに3回ほどワーキング会議を行い、最後に報告書案をまとめて、皆さんにお諮りした。

最初募集したA班、B班、C班に分かれて、調査の仕方、内容、時期などをお任せした。例えば沿道の方々は生活者の視点として、夜とか平日と休日とか、沿道の方ならではの調査の時間帯の設定があった。B班の方は、日本全国を歩いておられる方もいらして、ほかの場所の資料提供や、公園坂通りで行われるイベント時にも調査をしていただいた。C班は、現況調査だけではなく、打ち合わせを行って、市にとっての公園坂通りはどうあってほしいのだろうかということたくさん検討していただいた。

共通してわかったことは、やはり歩行者にとって非常に危険な状況であるということ。歩道の幅が1メートル強しかないところが北の方は多く、この幅で高さが16～18cmぐらいなので、車庫のある前は切り下げがあって、斜めになってしまい、雨の日などは非常に危ない。今の状況ではいけないということは、3班ともに共通していた。

そのほかに、官民境界として、実は歩道として歩いているところが民有地の上を歩いていること、歩道上に看板が出ているということ、昔ここは県が買収した土地があったことなど、いろいろなことがわかった。そのほかに手賀沼公園前の交差点のところで渋滞する、あそこを何とか歩車分離してほしいという要望も出た。

魅力づくりの視点では、まず電柱、電線が、ただでさえも狭い中で、歩くのに邪魔だけでなく、景観を大きく損ねていることが指摘されている。公園坂通りは真ん中のところで少しカーブしており、勾配が急になると同時に、手賀沼公園が正面に見えてくる。そういう景観をうまく生

かした道づくりをしたいといった意見もあった。

ワーキング会議では、こういったことがわかって、これからどんなことを考えて公園坂通りの将来ビジョンをつくっていったらいいかという意見を出してもらった。都市計画道路をつくるので、原則として、この公園坂通りそのものを広げるという目的での用地買収は行わないという前提。また安全に歩くために、歩道はやはり最低2メートル以上は必要だということを、実際に幅をはかって、そこの上で認識してもらった。それぞれの班に分かれて歩道と車道のあり方について討論していただいた。

歩道を確保すれば、北側の方の狭い部分はどうしても車道は狭くなり、片側通行になった場合は、沿道の方で商売上非常に困るという切実な意見もあった。ただ、だからといって今のこの歩道の状況でいいということは絶対はない、人が転んで救急車を呼んだ経験をしているという意見、もっとすばらしい通りにしたいという意見もあった。

いろいろな人の立場で見ていくということが必要だということをこちらとしては非常に認識させられた。最終的に一つにまとめるという形はとらなかった。

付加価値としての魅力づくりというテーマでは、公園坂通りが最終的に手賀沼公園前の交差点のところでは新しい都市計画道路に接続する付近では多少空地もできる可能性があり、そこをどんな空間にしたら楽しいだろうかといったことを考えてもらった。この会議でも出ているように、外からお客さんが来たときに、この道を歩いてもらって、例えば白樺派の拠点などへ行ってもらうための案内板が必要では？観光ということについて、我孫子市はどういうふうに取り組んでいくのか、もっと市全体として連携をとって取り組んでいくことが必要ではという意見も出された。また、イベントは、沿道生活者にとっては、その後のごみ掃除が非常に大変。そういうことに対しても、住んでいる人だけでなく、市民で維持管理体制をつくるということも必要だという意見、沿道居住者の側からの賛成意見などがいろいろと出てきた。

今年度は公園坂通りの整備構想を策定する。具体的に、画像として表現して、こんな場合にはこんな絵になる、別の場合にはこんな絵になると、そこを動くような形で見せてあげると非常にわかりやすいと考えている。将来3・4・14号線の整備の後に公園坂通りを整備するのに役立つ、幾つかのパターンを想定した、市民の皆さんにわかりやすいイメージをつくっていかうというのが今年の目標。ある程度内容が進んだ時点で、この審議会の皆さんにもご検討いただく機会を設けたい。

【阪本会長】 構想はいつごろできるのか。

【事務局（安富）】 構想そのものは年度末を予定しているが、はっきりと時期については決まっていない。一つには、今年、交通課で夏に沿道の住民説明会があり、その状況を見てということもある。

【阪本会長】 了解した。皆さん、質問をどうぞ。

【増田委員】 すばらしいと思う。まず思うのは、電柱、電線の地中化というのが1ページの真ん中あたりに、それから5ページで出てきて、それから後のまとめのところに課題として出てきているので、電線の地中化というのが景観に非常に関係があると思う。こういう地道な調査からそういうのが浮かんでくる。

話はまたちょっと飛ぶが、基本計画を見ると、まだ完璧に読んでいないが、多分「電線の地中化」というような言葉が入っていない。

それともう一つ、鳥を大事にするというようなことが書いてあり、そういう意味で、山階鳥類研究所からも参加していただいていると思うが、この中に「植樹」という言葉が多分出てきていない。基本計画の5ページを開くと、5ページの一番上に共通認識というのがあって、これはイラストみたいにわかりやすく書かれているが、この共通認識の下にあびこの景観づくりで、景観まちづくり、歴史ということがあって、その下に緑地の維持・管理というがあるので、ここを維持だけじゃなくしていただきたい。森林の率は我孫子は6.8%とこれに書いてあり、千葉県の平均は33%、日本は67%。京葉地区とかこの東葛地区は少ない。だからということじゃなくて、やはり植樹してふやすような努力もしないと。維持管理では増えていかないから。我々審議会でそういうことも頭に置きながらぜひやってもらいたいと思う。

【島津委員】 先ほど増田委員のお話にあった、計画の目的が、「ゆとりとうるおい」と書いてあることについてだが、3ページの後半のところ、「人々が“住み続けたい”と思えるようなゆとりとうるおいのあるまち」にしたいと。多分これが景観審議会のこの1年の理念だと思う。前任者のご苦労はありますが、やはり大事なことは最初に持ってきた方がいい。目的のところは、起承転結の起だが、倒置法という使い方もある。人々にこの1年間何を訴えたいかという場合は、倒置法で、この理念だということを一言で、例えば市民が住み続けたいと思えるようなゆとりとうるおいのあるまちづくりをしたいんだということを、キャッチコピーとして、まず、ぽんと持ってきて、皆さんが共通認識を持てるような文章にして作成すると、より活動がしやすいと思う。もし異論があったらおっしゃってほしい。

【事務局（佐藤）】 緑の話について、確かにこの基本計画の方には余り書いていないのかもしれないが、実際に家を建てようとする方、事業者さん、設計者さんにお出ししているパンフレットを見ていただくとわかるんですが、この中では敷地の緑化をお願いしている。

【島津委員】 緑は「ゆとりとうるおい」の中に全部入る。総論として。

【事務局（佐藤）】 十分じゃないかもしれないが。新たな植栽もお願いする取り組みは一応行っている。

【阪本会長】 今、事細かに考えを述べていただくのではなく、皆さんのご意見を十分咀嚼して、今

後に反映していただきたい。

【島津委員】 今回は総論で、増田さんがせっかく提案したのに、何となく中途半端に終わると、皆さん何か不燃焼な感じで、この1年間何をするのかという気持ちで消化不良で終わるような感じがするので、せめて共通認識の理念だけは確認したらどうかと思う。

【事務局（佐藤）】 もうちょっと表現も検討していく必要があるということですね。

【島津委員】 「人々」というのは余り咀嚼した言い方じゃないと思う。

【阪本会長】 ほかにいかがか。

【安井委員】 事前配付の公園坂通りの現況調査報告書について、今日の説明でかなりよくわかった。この3・4・14号線をつくることによって、交通の主要な道路があちらに移る。だから、今の公園坂通りは交通の重要が減ると。そのことによって、そこを歩行者優先の道路として整備し直していこうという考えが今あるということ。

その場合、車より歩行者を優先した道路にどこまで変えていけるかということは、議論の段階でまだいろいろな意見もあって流動的であると。でも、今回市民の方が実際に現地でワーキングをされて感じたところによると、幅員が限られている中で、対面通行で歩道もほとんどないところがあったり、かなり危険なところもあるので、そこを何とかしたいなという意見が強く出ているようだ。報告書をよく読むと一番狭いところで7.5m。

【事務局（安富）】 7.5mないところもある。

【安井委員】 広いところだと、12mとか13ぐらいのところはある。県有地が少しあって、草地となっている法面があって、そこは少し広げられるかもしれないということ。でも、ほかのところは新たに土地を買って広げるということは考えないと明言されている。

ということは、今ある限られた幅の中でいかにこの歩道を広げるか、あるいは車道はあくまでも対面通行を確保するのかと。そしてにぎわいが検討されなければならないという、そこらが大きな焦点になってくるんだろうなというふうに読み取ったが、そういう理解でよろしいか。

【事務局（安富）】 そのとおりです。今年は、これにというふうに決めるのではなくて、歩道はある程度確保するが、対面通行である程度車の通行も重視した案とか、一方通行にして最大限歩道をとるといった案とか、そういった幾つかのバリエーションで、将来選択できる素材を用意したい。

【安井委員】 なるほど。多分これは対面通行をやめるぐらいのことをしなければ、本当に歩道を広げられないぐらいの道幅だなというふうに取り取れる。歩行者優先の道として、大きく景観が変わっていくような道として整備するためには、対面通行ではなく、一方通行の道にするとこんなによくなるんだよ、こんなにすてきな道になるんだよという絵がかけられるかどうか、地元の方や市民の方の同意を形成していく大事なポイントになりそう。その辺頑張ってもらえたらいい。

【川崎委員】 私は3月まで市の職員で公園坂通りにもかかわってきたのですが、行政の基本的な方針は一方通行。ただし、商売をしている方たちは、やはり車で来て、お客さんを迎え入れられるということも相当メリットとしていて、どちらからの一方通行とかまでいけばいいんですけども、今はこの調査の段階で、そこまで出すというのは、相当混乱をきわめるといってもあります。とりあえず相互交通の中ではこういう仕掛けでやると最低限の安全確保ができますよと。ただ、その話を発展的に持っていくと、一つの観光の目玉として、白樺派の施設などに人が来たときに、もっと品があったら、逆に商売にはもっとメリットがありますよということです。多分その辺のイメージを持ちながら、今後事務局の方では地元に入って説明して、いろいろな提案をして誘導していくことになるのだろうと思っている。

【事務局（安富）】 一方通行という方針を昨年広報でも打ち出してはいるが、最終的には沿道の方々の合意をふまえて公安委員会で決定する。昨年の調査の段階でも、一方通行になった場合に、沿道で駐車場を営んでおられる方が今までの値段で貸せなくなるという意見もあり、やはり多角的な視点で、いろいろな人の立場から検討をする内容をつくっていく必要がある。

【島津委員】 多角的はいいけれども、多角的にやると、あっちも大事、こっちも大事でどっちつかずになってしまうのでは。ところで一方通行の場合はどっちから行くのか。

【事務局（佐藤）】 上り一方通行の方がいいのではないかとと思っている。

【増田委員】 ちょっと景観から離れるかもしれないが、これを広くしなくて、このままで人が歩けば、車が通過するよりお店にとってはいいと思う。動く歩道とかそういうのを考えて、できるだけ少ない車でお客さんが近くの商店街に行くというような方法を考えた方が、近くの商店街が喜ぶのではないかな。

【渡辺委員】 拡幅できるような幅があるところとして、この県道がどうなっていて、今後どうしようと考えているのか、説明してほしい。

【事務局（安富）】 官民境界については、はっきりしているところもあるが、全体に査定がうまく

いくとばかりは限らないところがあると考えている。

【事務局（佐藤）】 最悪、現況の状態できりあえずつくらざるを得ないかもしれない。

【渡辺委員】 4カ所の県有地があるというのは、官民境界がはっきりしないところも含めてあるということか。

【事務局（安富）】 県有地だけではなくて、全般的に官民境界が定かでないのではと思われる場所もある。そのあたりは、実際に事業に入っていく段階で検討することになる。

【渡辺委員】 それでは面積も全部確定していないということか。

【事務局（佐藤）】 境界がはっきりしていなくて、多分立ち会いをして決めていくところが何か所か出てくるだろうということです。

【渡辺委員】 了解した。

【田村委員】 報告書にもあるが、一方通行で対処しようということが結構強く出されている。その対処の一つの方法として、下から駅の方に向かっての一方通行の可能性が強いと先ほど言われた。

【事務局（安富）】 一方通行の場合、上から下よりも下から上の可能性の方が高いという意味で申し上げた。

【田村委員】 この通りから右や左に入ったところで居住している方たちのことですが、ここは右に入っても、左に入っても狭い。一方通行になったことによって、ふだん居住の方しか通らない道が、抜け道になって、かえってこの裏の狭い道が危なくなることも考えられると思う。通り沿いの方たちだけではなくて、もっと中に入った方たちのことも考えた方がいいのではないか。

【事務局（安富）】 沿道だけではなくて、西側の部分に、公園坂通りに出なくてはならない住宅地があり、また東側の部分でも、道路の狭いところにつながっている住宅地もあるので、そのあたりの方々も関係者ととらえている。

【田村委員】 了解した。

【青木委員】 私は道路管理者で、県道の整備や計画もしている。道路の構造令というのが決まっています、車道は最低2.5m、できれば3mは必要です。ですから、相互通行の場合は、そ

の倍必要となる。さらに、理想の歩道は3 m必要です。それを両側につくるとなれば、おのずと現状の倍ぐらい用地がないと満足するものはできない。最近の計画の方向として、今の時代はそれはもう無理だと。昔みたいにお金もそんなにないですから。お金をかけないとなると、そういうふうに1車線にして一方通行にして、残った部分で歩道を確保しようという案に多分なってきたと思う。そうすれば用地買収をしないですむ。

ただし、それでまた考え方が分かれてくる。じゃこの地区全体の通過車両を通すのか、それとも地域の人だけが利用するのか。それによっても考え方が変わる。その地区外の人には通さないというのであれば、上下の出入りを狭くして、途中はハンプと行ってでこぼこみたいのをつくってスピードを出させないとか、歩道整備を優先し、車道はなるべく整備をするが大型を規制するとか、見方によって大分計画が変わる。

この現況調査されたというのを聞いて、現状はわかりました。方向づけもある程度わかってきて、ではそれを具体的にどうするか。どういう方向に向かって整備をしたらいいのかという議論を私は皆さんでされたらいいと思った。我孫子市さんの顔になるような形で計画すると思う。例えばシンボルとかテーマとかというのでもいいかもしれない。特別にここだけは一般の一方通行とは違うんだという考え方もいいかもしれない。私も来たばかりなので、勉強させていただいて、いろいろな形で角度を変えて議論をするのがいいように思う。

【牛尼委員】 2車線ということであれば、この報告書の14ページの写真を見るとよくわかるが、せめて歩道そのものの構造をもう少しきれいに整えるだけでもかなり違うと思う。これだと、ちょっと行けば斜めになっているし、もうちょっと行けばがたがたになって足をとられる。そういう歩道だから歩きづらいんであって、カラー舗装にするとか、段差はなくして、余り好きではないがガードレールをつけて、歩きやすくする。ここの歩道の構造そのものをもう少し整えるだけでも、随分違うものができると思う。

【青木委員】 これはマウンドアップというタイプで、極端な言い方をすると、車道と歩道の差が20 cmぐらいあるようにしているが、これはもう今はやっちはいけない。今の構造は、車道から5 cm上がっただけで、その5 cmの斜めになっているところで切り下げて車の出入りをするというのが標準的。

【増田委員】 その5 cmで排水するのか。

【青木委員】 はい。

【牛尼委員】 拡幅などにお金がかけれない道路であるならば、素人としては、せめてそのくらいのことはしてほしいと思う。見た目もきれいな舗装もあるだろう。

【青木委員】 はい。これまでは、車の通れるところで、身障者を全然考えていない構造だった。今

はもうバリアフリーで考えているので、新しく整備すれば、相当違ったものになるはず。

【牛尼委員】 印象も違ってくると思う。

【阪本会長】 景観審議会とはいいながら、道路交通のあり方だとか、安全だとか、それから植樹というような樹木の植栽、これは環境保全だとか、いろいろな広範囲な分野を含んでおり、全体としての都市のあり方との調整といたしますか、その辺を図って検討していただかないと、非常に難しい問題だと思う。いろいろな分野の知恵を集めてやっていかないと、いけないのではないか。景観は最終的にそういうものの上でできあがるのであって、それを構成する要素が非常にたくさんあるということを痛感した。大体議論もこれくらいじゃないかと思われるので、さらにご検討いただきたい。以上でよろしいか。

(「はい」との声あり)

【増田委員】 閉会の前に、会長にお願いしたい。我孫子市の条例及び規則では審議会を設けることになっていて、審議会は市長から委嘱される独自性のあるもの。会場の都合もあるから、時間というのはわかるが、それはあくまで決めるのはこちらで、注文があれば、ここでまとめて注文をつけていただきたい。もうそれは通ってしまったからだめだとかいうのでなく、我々は一応委嘱されたんですから、これはこうした方がいいと思えば、我孫子のためになるわけですから。

事務局の都市計画課は一応お役人さんですから、我孫子のためを考えてやってくれているけれども、かなりお役人的なところがいっぱいある。いけないところが。我々がそういうところを審議するためにあると私は思っているのです。これは都市計画課を非難するとか、そういう意味とは全く違って、我孫子のために働いてもらっているお役人たちに、こういうふうにやってもらった方がさらにいいから、そうやってもらえないだろうかというような注文をつけるという感じにとってもらいたいのだが。会長にお願いというのは、事務局の方からこういうふうに言われているからということがあれば、我々に先に教えていただくとか、今後そのようにお願いしたい。

【阪本会長】 ただ、時間は皆さんそれぞれのいろいろな仕事を持っておられる。一応のめどを立てて、こういう時間帯でやりますので出てくださいと。するとみんな、そういう腹積もりで出てきますので、無制限にというわけにはいかない。

【増田委員】 時間に限らない。

【阪本会長】 基本的にはこの審議会は自由な立場で、市民あるいは専門家の立場で発言していただいて、一番いい方向に持っていこうという場。ただ、事務局の方はやはり予算もあり、実現可能性の問題もあるので、その辺をいかに反映していくかというのは、大きな問題。お互いそれぞれの立場を十分考えながら、いかにすれば市民にいいかと、そこに焦点を合わせて考えていきたいというのは、それは当然のことと考える。

⑧閉会（阪本会長）